

# 古墳出土の雲母片に関する基礎的考察

——東アジアにおける相関的理解と道教思想の残映——

門 田 誠 一

## はじめに

古墳から出土する遺物には土器や鉄製農工具、武器・武具や馬具、装身具などのように用途や機能が明確に認識できるものが多いが、なかには千数百年を経た我々の目からは、その用途や機能あるいは埋納の意味するところを理解することが難しいものも相当存在する。逆にいえば、このような出土遺物やその出土状態こそが古墳や墳墓を築造し、埋葬を行った人々の儀礼や習俗といった心性に深くかかわる情報を凝集しているであろうこともまた容易に推測される。

そのような意味あいをもつ古墳出土資料の一つに雲母があげられる。この鉱物は現在の一般的な日常生活ではなじみのないものであるが、前近代の東アジアとくに中国とその影響をうけた文化においては、神仙思想や道教の不老長生にかかわる服薬物として、道教や本草関係の諸書にはしばしばふれられている。

そして、このような雲母の小片が稀にはあるが日本の後期古墳から出土し、また、朝鮮三国時代では新羅の墳墓からも出土することが知られている。

本稿では、これまで考古学的な考究の対象として顧みられることのなかった古墳出土の雲母片について、日本と

朝鮮半島南部の考古学資料を中心としながら、中国の神仙書や道教の文献にみられる典型的な雲母についての記述をも参照しつつ、日本の古墳から出土する雲母片のもつ意味と、とくにこれらの古墳を築いた集団の属性や集団間の関係性について、近畿地方出土例に考察の端緒をもとめて言及したい。

## 1. 朝鮮半島三国時代の雲母出土例

朝鮮半島の三国時代では新羅古墳のなかで、いくつか雲母の出土例がみられ、とりわけ現在の慶州市に存在する積石木槨を内部の埋葬施設とする大型古墳のなかに顕著であつて、同時代における東アジアにおいても特徴ある埋葬習俗を示している。以下にその代表的な例を概述する。

### (1) 天馬塚（皇南洞一五五号墳）〔図1の1〕

一九七三年に発掘された皇南洞一五五号墳は白樺樹皮製天馬図障泥が出土したことから天馬塚と名づけられた古墳で、積石木槨墳の調査例としてつとに著聞する。底径で東西約六〇メートル、南北約五一・五メートル、高さ一・七メートルの円墳で、東西六・六メートル、南北四・二メートル、高さ約二・一メートルと推定される木槨の中に木棺が置かれており、その東側に直交するように副葬品取蔵櫃が置かれていた。出土遺物は木棺内外および副葬品取蔵櫃から多数発見されているが、そのなかでも雲母片は積石陥没部東側と木棺内東側から多数出土していると報告されている。形態はほとんどが三角形を呈しているとされているが、用途未詳の遺物と報じられている。

### (2) 皇南大塚北墳〔図1の2〕

皇南大塚は全長約一一〇mの双円墳で、慶州で最大の古墳である。木槨上部に埋納された土器や白樺樹皮片などに混じつて多量の雲母片が出土した。大きさは長さ五〜七センチで一定ではなく、幅はもつとも広い部分で二・五〜三・二センチであり、形態は大部分が細長い隅丸の三角形になっているが、卵形のものも少量みられるとされて

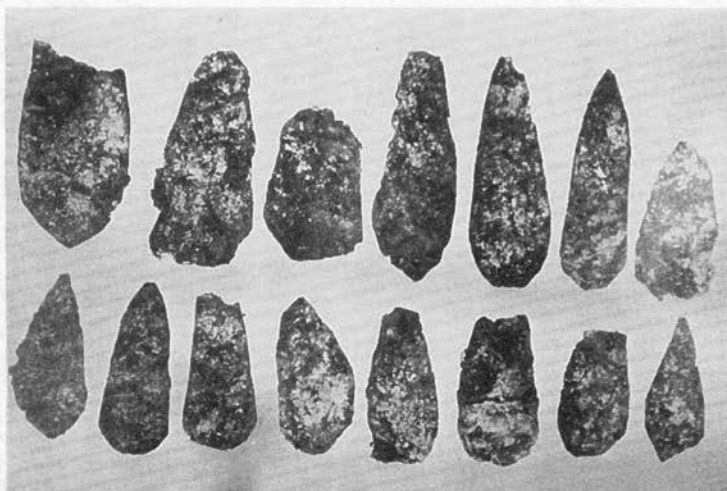


図1 1. 天馬塚出土の雲母片 2. 皇南大塚北墳出土の雲母片

いる。雲母片の一部は白樺樹皮片に付着していた。すべて一定の規格で作られているとみられ、幅の広い部分に針でついてあけた小さな孔が一点に一個ずつ認められている。

用途は未詳であるが、報告書では雲母のみが出土することではなく、土器や白樺樹皮とともに出土することから、「他の遺物を荘嚴するための用途」があつた可能性を想定している。

(3) 皇南大塚南墳<sup>③</sup>

積石木槨内の木棺は外棺と内棺の二重になっており、内棺の東端と外棺の間、すなわち内棺の被葬者頭部側の外側と外棺の副葬品収蔵部との間の空間の南側部分から、雲母片が出土している。

この雲母片は一定の柳葉形に整えられており、出土状態としては外棺の床面上に散らばっており、この雲母が内棺の底板の下に入っていた状態であつた。また、雲母片は被葬者がかぶっていた金銅冠の下からも出土している。

(4) 皇吾里第三号墳<sup>④</sup>

現在の慶州市域に所在する古墳で、一九六五年の調査時にはすでに墳丘は失われていたが、東西に二つの積石木槨が約六メートルの距離をおいて検出され、さらに西槨の東側には南北二つの副槨が接して築かれていた。これらを槨底部の高低や出土土器の様相からみると、北側のものが東槨の副槨であり、南側のものが西槨の副槨と考えられている。東槨の主槨は円礫を使用した積石木槨であつて、長軸方向は東西を向いており、長さ約三メートル、幅は一・二メートルであつた。出土遺物は白樺樹皮製冠帽、金製細環式耳飾り、銀製鍔帯および腰佩、鉄製銀装環頭大刀、鉄製大刀、有刺利器、刀子、鉄鏃、鍍金銀張心葉形杏葉、鉄製輪鏡、鉄製鞍金具、多数の土器類などである。主槨から出土した馬具のなかにはイモガイの螺殻をはめ込んだ雲珠（報告書では「円座形雲珠」として記載）があつて、次項でふれる日本における雲母片出土古墳の一部から同様の雲珠が出土している例との比較検討のための資料となる。雲母片は少量が黒漆と朱漆の小片とともに被葬者の頭上の位置から出土しており、葬送行為における遺

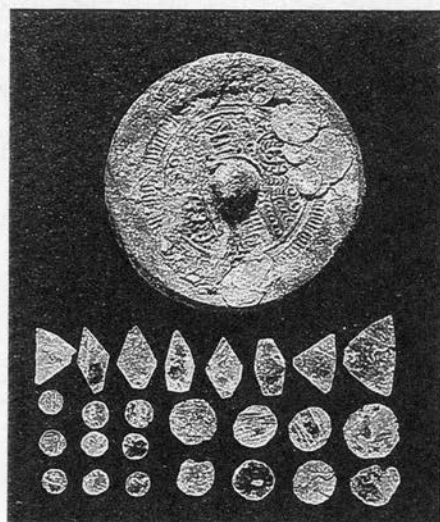
骸そのものとの関係の深さが推し量られる。

報告書では装身具や武器の副葬の様相と西槨から紡錘車が出土した点などからみて東槨の被葬者を男性、西槨を女性と推定している。また、東槨、西槨の出土遺物は内容的な違いはあっても質量などに差異はないことから二人の被葬者の関係を夫婦とみている。この古墳の年代については、東槨を五世紀後半頃、西槨を六世紀前半頃とみる論者が多い。

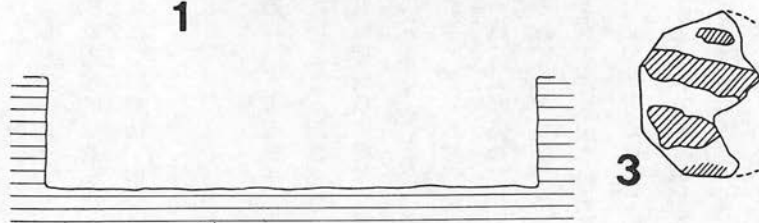
(5) 位至三公鏡〔図2の1〕

慶州市校洞から発見されたと伝えられる資料で直径八・九センチ、総高は一センチの銅鏡で、鏡面全体を緑青が覆っている。観察者の記述にしたがって細部をみていくと、鏡背には木皮、雲母瓔珞、平織の絹織物とみられる繊維が付着しているという。鏡縁は素縁で、一段の低い放射状の櫛齒文帯があり、二状の円圈によって文様帯の境界となっている。円形鈕座と櫛齒文帯の間にS字形に唐草文化した龍文が両側にあつて、鈕孔があげられた方向に「位至三公」という銘文が陽鑄されている。鏡背についている雲母は円形・三角形・菱形などの形があつて、大きさも一定していないようである。雲母片はすべて一端に孔があいている。鏡の表面に有機物質が付着していることから、雲母はもともと箱(匣)に糸を通してつけられていた装飾であつたとみられている。

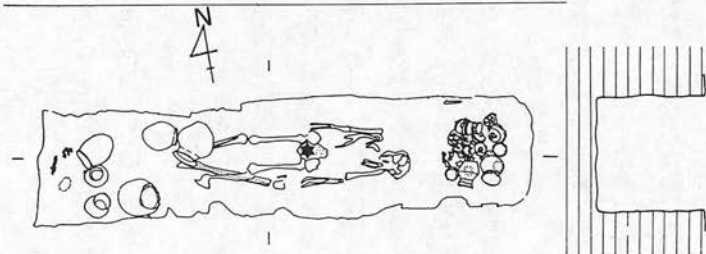
この鏡は背面の文様からは双頭龍鳳文鏡と分類されることが一般的だが、「位至三公」のほかに「君宜高官」の銘文もあつて、中国の魏・晋時代を中心に盛行したものと考えられている。また、銘帯の部分に「天平三年」という東魏の天平三年(五三六)年の紀年銘資料があるとされるが、発掘資料ではないため詳細は不明であつて、慶州市校洞出土鏡の対照資料とするには慎重を要する。出土地は未詳だが、慶州という出土地および新羅古墳における雲母の出土例からみると、もともとは古墳に埋納されていたものと推測され、雲母製歩揺(瓔珞)は鏡の箱ないしは容器につけられていた装飾としての使用方法が知られる稀な資料である。



1



3



2

★ 雲母片出土位置

0 0.5 1M

図2 1. 雲母片の付着した「位至三公」鏡  
 2. 慶山・北四洞2号墳雲母片出土状態  
 3. 同・出土雲母片(実大)

(6) 北四洞二号墳<sup>⑤</sup>〔図2の2、3〕

現在の行政区画では慶尚北道慶山市慈仁面北四里にあった古墳群で五基が確認され、そのうち一〜三号墳について調査が行われている。そのなかで二号墳はすでに破壊を受けていたが、長さ四メートル、幅一メートルの竪穴式石槨から、人骨とともに多数の土器類、鉄矛、鉄製轡、大刀、金製耳飾りが出土した。雲母片一点は人骨の骨盤の下部から出土している。なお、この人骨の右大腿部付近からは鉄鍔一点が出土しており、報告書では被葬者が戦闘によってうけた傷によって死亡したことを想定している。また、「調査経緯」の中では雲母による傷の治療という可能性についても示唆している。この古墳の年代は報告書では四世紀前半とみているが、出土している土器からみると五世紀代に属するものとみられる<sup>⑥</sup>。

これらの雲母出土古墳の築造年代については天馬塚を六世紀初頃とする見解が多く、皇南大塚北墳・南墳については五世紀代とみる論者が多い。皇南大塚北墳と南墳の関係については墳丘の築造過程から、南墳が先に築かれ、北墳が遅れることは認められているが、それぞれが五世紀代でもどこに位置づけられるかについては異説があり、近年では皇南大塚南墳の年代を四世紀代までひきあげる見方も示されているけれども、本論は新羅古墳の年代論を主旨としたものではなく、本稿における考察に必要な範囲では雲母片が出土する古墳は五世紀代に中心があり、雲母片埋納の流行の一端は六世紀代にも残るものとみておきたい<sup>⑩</sup>。

このように朝鮮半島三国時代においては、とくに五世紀から六世紀にかけての新羅古墳に雲母片の出土が知られているが、そのなかでも主として皇南大塚や天馬塚など、王や王族が埋葬されたと考えられている古墳を中心として出土していることが注目される。いっぽう、慶山・北四洞二号墳など慶州以外でみられる雲母の埋納は新羅の中心である慶州の風習が地方で模倣的に拡散したものといちおう位置づけておきたい。

雲母片の出土状態からは埋葬に関わる雲母片使用方法が推定されるものが知られていることも重要である。例え

ば被葬者が五世紀代の新羅の王である可能性のたかい皇南大塚南墳における雲母片の出土状態からは外棺を置いて、雲母片を撒き、その上に被葬者を納めるための内棺をおいたという葬送儀礼の順序が知られる。

また、「夫人帯」という線刻銘文のある銀製帯金具の出土から南墳被葬者との夫婦関係が想定される皇南大塚北墳では、おそらく安置の終わつた木棺の上部に儀礼に使われた品々を置いた際に、雲母片がその上から撒かれたことが推定される。さらに憶測をすすめるならば、皇南大塚北墳出土の雲母片にはそれぞれに小さな孔があげられており、それぞれが糸状のもので結びつけられていたか、あるいはそのような状態のものから外して撒いた可能性が考えられる。

天馬塚の場合は皇南大塚のような出土状況からの葬送行為における雲母片使用方法の類推は難しいが、おそらくは類似した行為や使用方法が類推される。

皇吾里第三三号墳からの雲母片の出土は、王族以外の有力階層にも場合によっては埋葬行為のなかで雲母片を使用することがあつたことを考えさせる。

そして、慶州市校洞発見の位至三公鏡では雲母製の璽珞をつけた容器に納められていたと推定されているが、いっぽうでは鏡背に雲母が付着していたことから皇南大塚北墳の場合と同様にこの鏡を含む遺物の上に雲母片が撒かれたという可能性も残されている。この鏡は発掘資料ではないため、出土位置や出土状態は不明であるが、新羅古墳では鏡の出土例がきわめて少なく、皇南大塚北墳では鉄鏡が木棺外から出土しており、南墳の木槨上部北側壁部分から青銅製方格規矩鳥文鏡が出土していることを勘案すると、この位至三公鏡も積石木槨内の木棺ないし木槨の周囲から出土した可能性がたかい。

慶州の新羅古墳以外でも、慶山・北四洞二号墳の場合は被葬者の体の中心部分で出土しており、やはり埋葬の重要な部分に関わつた習俗であつたことが看取される。



この項での事例をまとめると、五、六世紀頃には新羅の王や王族を中心として、埋葬儀礼や葬送過程のなかで、木棺を安置する前後に関わって雲母片を使用するという行為があったことが知られるのである。

## 2. 古墳から出土する雲母片

新羅の大型墳を中心として特徴的にみられた雲母片の使用は、日本の古墳とりわけ横穴式石室を埋葬施設とする後期古墳から出土する場合があることが知られている。ここでは、そのなかでも出土状態の比較的明らかな例を中心に概観することからはじめたい。

### (1) 珠城山古墳一号墳、三号墳（奈良県桜井市）

珠城山古墳群は丘陵上に三基の前方後円墳がならんだ特色ある古墳群で、そのうちの一号墳と三号墳で雲母片が出土している。一号墳は全長約五〇メートルの前方後円墳で横穴式石室（全長約四・七メートル）内に凝灰岩製の板石を組合せた石棺が置かれており、すでに盗掘を受けていたが、鉄地金銅張の剣菱形杏葉をはじめとした金銅製の馬具類や鉄地銀張の三葉環頭大刀などの優品が出土したことで知られる。雲母片は石棺内の北側半分に敷きつめられた状態で検出されている。石棺の形態は北側では幅が狭く、南側が広くなっていることと攪乱を被っているといえ棺内南側部分から頭蓋骨片をはじめとした骨片が多く出土していることを勘案すると、被葬者は南側に頭をむけて葬られていた可能性が考えられる。この考定に大過ないならば、雲母片は被葬者の下半身の部分に使用されていたことが推測される。

三号墳は全長四七・五メートルの前方後円墳で、前方部と後円部それぞれに横穴式石室が築かれているが、後円部にある両袖式の横穴式石室（全長約九・七メートル）の羨道で雲母片が出土している。調査者の伊達宗泰氏は三号墳が六世紀中葉頃には築造され、その後、六世紀後半に追葬があったと考えている。出土遺物としては鳳凰と唐

草の精巧な文様を施した金銅製心葉形杏葉をはじめとした金銅製辻金具、鞍金具、鉄製輪鑑などの馬具類や挂甲、鉄鎌、鉄刀などの武具・武器類、須恵器などが知られている。

珠城山古墳群については六世紀後葉頃に築造と埋葬の中心があると考えられる。

(2) 和田一号墳、一一号墳(滋賀県栗東町)〔図3の1〕

和田古墳群は円墳九基からなる古墳群で、そのうち一号墳と一一号墳から雲母片が出土している。一号墳は径一六メートル、最大高五・三メートルの円墳で、埋葬施設は横穴式石室(左片袖式、玄室長三・四メートル、玄室最大幅二メートル)で、石室の残存状態は良好ではなかったが、遺物は相当数が出土している。雲母片は礫が敷かれた玄室床面に散在した状態で認められたという。大きさは一辺最大二センチ、厚さ〇・一ミリほどで、色調は透明に近く、太陽光が乱反射して輝くような状態の雲母片(白雲母結晶片)である。その他の伴出遺物としては、馬具・武器・装身具および須恵器などがあるが、馬具のなかでもイモガイ装鉄製雲珠三点があり、雲母片とともに朝鮮三国時代の墳墓からも出土することで注目される。報告書では出土した須恵器は三時期にわたっているとみられており、六世紀後葉から七世紀前葉頃までにわたっているとみている。石室内から出土した須恵器からも、この古墳の埋葬は六世紀後半に盛期があったと思われる。

一一号墳は封土のほとんどを失っていたが推定では径一二メートルの円墳で、石材はほとんど抜き取られていたが全長六・三メートルの横穴式石室を埋葬施設としている。須恵器、馬具類、鉄矛、耳環、玉類などが出土しているが、報告では初葬以降に二度の追葬があり、馬具も初葬と追葬時のものとがあるとみている。雲母片は一号墳と同様の白雲母結晶片であつて、玄室中央西側長壁よりで出土している。出土遺物は原位置を動いているものがあつて、この雲母片がどの時点の埋葬にともなうものかは不明であるが、やはり石室内の埋葬行為の過程で雲母片を使用している例である。報告では六世紀中頃に築造され、七世紀前葉に最後の追葬が行われたとみている。この古墳

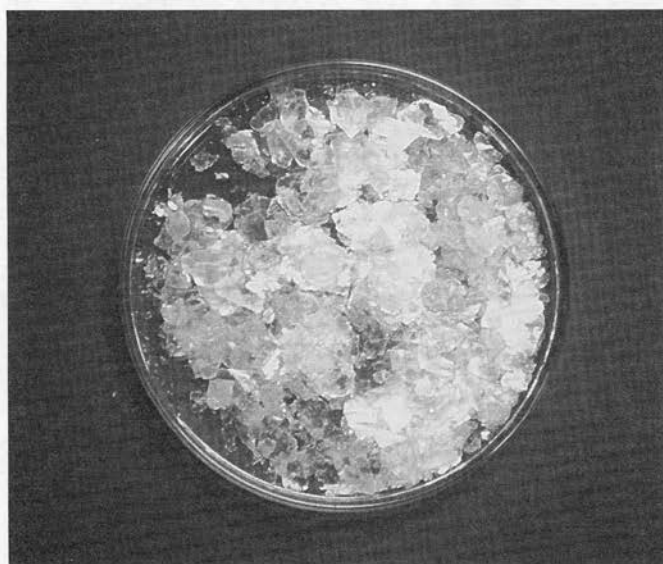


図3 1. 和田古墳群出土の雲母片 2. 湯山古墳出土の雲母片

も一号墳と同じく六世紀後半代に埋葬行為の中心があったのであろう。

ここまで、とくに近畿地方の例を中心として、雲母出土古墳の主なものを概観してきたが、古墳以外からの出土例として、近年明らかになっているものとして阪原阪戸遺跡（奈良市）があげられる。詳細な報告と検討は今後に負うところが多いが、古墳時代中期を中心とした水を用いた祭祀場を構成する遺構（三号石組）より、白玉の入れられた小型甕、滑石製模造品、焼けた骨などとともに雲母片（白雲母）が出土しているらしい。

これらの他に、たとえば甲山古墳（滋賀県野洲町）でも雲母片が出土しているという<sup>14</sup>。甲山古墳からは馬甲の破片も出土しており<sup>15</sup>、朝鮮半島との関係が考えられる。この他に管見にもれたり、未詳の資料も当然想定されるが、本稿は集成的検討をもくろんだものではないため、出土状態などの明らかな資料を中心に雲母を出土した古墳をみてきた。しかしながら、工事中の発見であって、出土状況の不明なものであっても、たとえば湯山古墳（大阪府堺市）では雲母片が出土しており<sup>16</sup>、のちにふれるように同じく雲母片の出土した珠城山古墳群と周辺の歴史的状況の対照検討などから重要な例である。（図3の2）

### 3. 神仙思想と雲母

鉱物としての雲母は土器の胎土などに含まれることはよく知られているが、雲母そのものを特定の目的をもって選択的に用いることには一定の意味が内在するはずである。さらに、ここまで代表的な例を瞥見してきた日本の古墳時代と朝鮮三国時代の墳墓にみられた雲母片の使用方法は、埋葬行為ないしは葬送儀礼に関わっていることも自明である。このような人の生命や死に関する雲母の使用ということで、広く著聞するものとしては神仙思想および道教的信仰に関するものがある。ここでは、そのなかでの典型的な例をいくつかあげてみたい。

神仙思想に関する雲母の使用方法としては、まず仙薬の一つであることがあげられる。仙薬とはいうまでもなく

不老不死の仙人となることを目的として服用するものであつて、仙人になるためには、よき師によつて精勤に学び、また、名山に入つてさまざまな修行を行わねばならないが、これらの目的は仙薬をつくることにあり、これを欠いては仙人になることはかなわない。

また、ひとくちに仙人といつても、段階があつて最上のものは肉体はそのままで虚空に昇る天仙、次に名山に遊び、あるいは名山に入つてから昇仙する地仙、その下位には肉体としての屍体を残して魂のみ昇仙したり、屍がなくなる屍解仙がある。そして、仙人として最上の天仙になるための仙薬として不可欠のものが丹と金液であつて、これなくしては不老不死を得ることはできない。<sup>(17)</sup>

西晋に生まれ、東晋に没した葛洪の撰になる『抱朴子』内編第四は「金丹編」として、仙薬について述べられており、そこに出てくる丹には多くの種類があるが、ほとんどが丹砂すなわち、硫化水銀を主成分として、これに砒素化合物や硫黄などを加えたものである。<sup>(18)</sup> また、金液は黄金を主成分とした化合物であるから、いづれにしても丹や金液の精製には莫大な費用が必要となる。

この他に仙薬として用いられるものには玉石すなわち鉱物や岩石そして植物などがあり、後世に復元を経ながら、最古の本草書として知られる『神農本草経』ではそれまでの薬物を上薬、中薬、下薬に分類しているが、雲母はこのうち百二十種の上薬のなかにあげられている。雲母を含む上薬とは「養命」すなわち命を養う仙薬とされている。<sup>(19)</sup>

『抱朴子』内編第十一にみえる「仙薬」の一種としての雲母の記載をみてみると、雲母には五種類あつて、みかけでは区別がつかないという。また、雲母はそのままではなく、他のものと混ぜ合わせたり、加熱したり、土中に埋めるなどしてから服用するという方法についてもふれられている。そして、このようなものを一年間服用すればあらゆる病気を除くことができ、三年間服用すれば老翁が童子にもどり、さらに五年間欠かさず服用すれば、鬼神

を役役できるように、火に入っても焼けず、水に入っても濡れず、棘いばらを踏んでも膚に傷がつかず、仙人と会い見ることができるとしてゐる。また、五種類の雲母は猛火の中において時を経て燃えず、また、水に永く入れておいても腐らず、それゆゑに人をして長生させられるのであると述べてゐる。さらには雲母を十年服用すると、その人の上に常に雲気が覆うなどと述べられてゐる。雲母を用いて仙人になつた例として、中山（現在の安徽省）の衛叔は久しく服用して雲に乗つて飛べるようになった、とある。さらに、その処方玉匣に入れて封じておいたが、本人が仙人になつたあと、その子である度世と漢の使者である梁伯がこの処方を手に入れ、そのとおりに服用してみると二人とも仙人になつて昇仙した、という話が載せられてゐる。<sup>20</sup>

おなじく葛洪の『神仙伝』にも雲母を服用して仙人になつた例として衛叔があげられており、ここでも梁伯が玉匣から取り出したのは「飛仙の香」というもので、それは五色の雲母であつて、梁伯と子の度世はこれを調葉して服用し、仙去したといふ。<sup>21</sup>

他にも雲母を用いた例が『列仙伝』にみられる。この書物は前漢末の劉向の撰と伝えられるがふつうにはこれとはられず、三国時代から南朝頃の作とみられている。『列仙伝』のなかで、雲母を服用した仙人の代表的な例として方回の話があげられる。彼は「堯の時の隠人」というから、説話の中に生きたのである。堯に閭士として招かれた彼は雲母を練つて食べ、人民の中で病ある者にも与えたといふ。<sup>22</sup>

北宋代の太平興国二年（九七七）に勅撰された『太平広記』は唐代までの野史伝記、小説諸家にみられる神仙および道士、約三五〇人の説話が収録されている。そのなかで彭祖は殷代の末にすでに七六七歳であつて、補導之術というものを行い、常に水桂、雲母粉、麝香散を服用したといふ。<sup>23</sup>

正史の隠逸伝にみられる記事から一例を拾遺しよう。梁の武帝が篤く敬い信じた鄧郁は年若くして衡山の峻峰に隠棲し、二間ばかりの板小屋を建てて住み、山を下りずに穀類を断つこと三十年以上、その間、谷水と雲母屑だけ

を口にし、日夜、大洞經を誦した。鄧郁は武帝のために丹藥を調合したが、帝はこれを服さず、樓閣にこれを貯え置いた、<sup>(24)</sup>という。

正史に列伝をたてられた人物でも雲母を服した人士があつて、たとえば隋末から唐初の武人で唐の創業にあつて、王世充や竇建徳らの群雄討伐に大きな働きがあつた尉遲恭（字は敬徳）は、その晩年に雲母粉を服用して、長生しようとしたり、はては空を飛ばうとした、<sup>(25)</sup>という記載がみられる。

また、隋末に勢力をもつて吳王を称し、のちに唐に帰服したが、最後は反乱の疑いをかけられた暗殺された杜伏威は神仙長年の術を好んで雲母を服したが、それに毒された<sup>(26)</sup>という。

『神農本草經』には「鍊餌服之、輕身神仙」と記され、<sup>(27)</sup>雲母を服すると身が軽くなつて、長生するとしており、これに集解を加えた陶弘景（四五二または四五六〜五三六）の『本草集注』（あるいは『神農本草經集注』とも）<sup>(28)</sup>には雲母の効用として、「耐寒暑」「不老」「輕身」「延年」「志高神仙」などを効能としてあげている。

時代は下るが明の李時珍の『本草綱目』『金石部金類』にみられる雲母の項目では、さきにもた『本草集注』巻二「玉石上品」に雲母の効用が数多くあげられている。なかでも久しく服すると、とくに身を軽くし、命長らえるといひ、また容貌が衰えず老衰を知らず、寒暑に耐えて志高く神仙となるとされている。<sup>(29)</sup>諸例の中の端的な仙藥としての描写として『抱朴子』の衛叔卿や『旧唐書』の尉遲恭の記載にみられるように、身を軽くして昇仙をたすげるといふ認識がある。身を軽くするとは物理的に体が浮くという意味ではなく、体調が良好となり体が軽く感じられることを指すという理解もあるが、<sup>(30)</sup>『抱朴子』『仙藥』の衛叔卿のように久しく服用して雲に乗って飛べるようになったという例話から、雲母には物理的に浮遊して、そのまま仙去するという効能が認識されていたと考えてもよからう。つまるところ、仙藥としての雲母の代表的な効能が神仙となることをたすけることであることは認められよう。このような雲母にも、雲英、雲珠、雲液、雲砂、礫石などの種類があるが、猛火のなかに入れても燃えること

がなく、土中に埋めても永く腐敗しないことから、人をして長生せしめる仙薬たる所以とされている<sup>31</sup>。仙薬としての雲母についての神仙関係の書物を概観してきたが、仙人になるための仙薬のなかで、丹や金液は稀少な物質であり、なおかつ仙薬として合成するには錬丹術というような高度の修行や知識と複雑な過程を必要とするものとは対照的に、雲母は鉱物としても一般的であるがゆえに、身近な仙薬として用いられたとみることは許されよう<sup>32</sup>。そして、雲母の効能としては長寿や身を軽くして昇仙をたすけることが、主となっていたことを確認しておきたい。

仙薬としての雲母は詩文のなかにもとりあげられ、一例をあげれば中唐の詩人・白居易(楽天)の「簡寂観」に宿す」のなかにも「何を以てか夜の飢を療さん、一匙の雲母粉」とある<sup>33</sup>。これは簡寂観という道観において仙薬としての雲母粉を吟じたものであるが、白居易の實際の体験ではなく、道観を身を置いた我を思つて詠じた詩的風色として解釈すべきであろうが、唐代における心象風景の中の仙薬の描写としても興味をひく。

以上の記載からは、雲母が服用される時は「雲母散」や「雲母粉」というように、散薬や粉末の状態のものをを用いるという認識があつたことも知られる。

なお、道教が興隆した時代における中国での実際の雲母の出土例として、河北省景県で発掘された北魏代の高氏墓群のなかの一三号墓とされた高雅夫婦と彼の娘たちあわせて四人を合葬した墓から、金箔とともに雲母片が発見されている。この墓は中央の主室に高雅夫婦を埋葬し、北側と東側に耳室があつてここにはそれぞれ第二子である高徳雲と彼の長女で北魏・孝明帝の妃となつた高元儀が葬られていることが、伴出した高雅と高徳雲の墓誌から判明している。高雅は北魏末の熙平三年(五一八)に死んだが、東魏の天平四年(五三七)年に詔書によつて改葬されている。報告文に示された図を参照すると、この墓では主室に葬られた高雅とその妻の遺骸の周りに散在した状態で金箔と雲母片が出土している。(図4) 雲母は平面形が扇形で紙のように薄く、その出土状態について報告者は本稿でものちにふれる『太平御覽』や『西京雜記』にみられるような墓内に撒かれた雲母の記述と一致するとし、



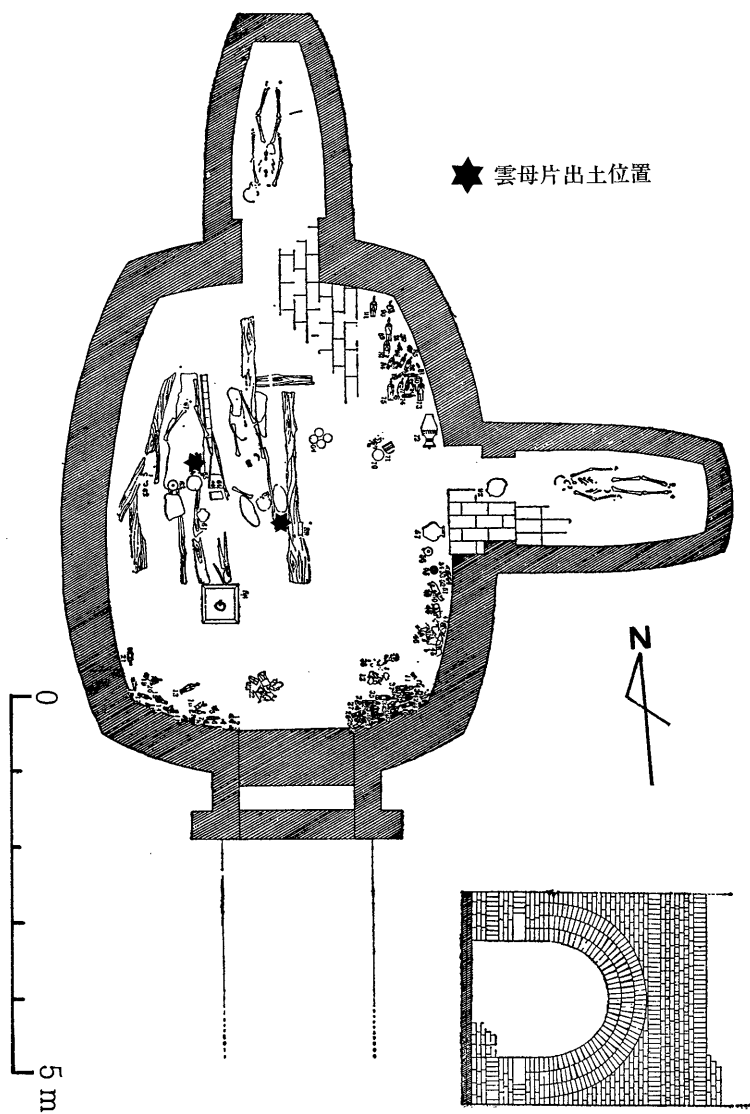


図4 河北景県北魏高氏墓M13高雅夫婦墓雲母片出土状態

また、雲母片と金箔は本来これらを綴じつけて衣服の形態に仕立て、死体に着せ掛けたものであって、漢代に盛行した玉衣に似たもので、あるいは玉衣の意味が残ったものかもしれないと述べている。<sup>(34)</sup>

これが形骸的な玉衣の遺制である可能性も考えられるが、それよりも、むしろこのような雲母の出土例は葬送習俗の面からはつぎにみるような墓や埋葬に関連した雲母の記述と関連するものであろう。

伝本の経緯には異説があるにしろ、前漢代の雜事を録したとされる『西京雜記』には墳墓に関する話のなかで、つぎのような雲母の使用法がでてる。

春秋時代の晋の幽王の冢は高く壮大であつたが、墓門はすでに開いていた。石や漆喰を取り除いて一丈余りの深さに達すると雲母が深さ一尺あまり積もつており、百余りの遺骸が縦横に重なりあつているのが見えたが、すべて腐乱しておらず、ただ一人のみが男性であとはすべて女性であつた。ある者は座りある者は臥し、またある者は立つており、衣服や容貌、顔色は生きている人と異ならなかつたといふ。<sup>(35)</sup>

戦国時代の魏の王子である且渠の冢は墓穴が浅くて狭く、棺や柩はなかつたが、ただ幅六尺長さ一丈ばかりの石の寝台と石の屏風があつて、それらの下にはいずれも雲母があつた。寝台の上には男と女の二つの屍があつて、どちらも年は二〇歳ばかりで、ともに東枕であつて、裸で衣服はなかつた。肌艶や顔色は生ける人のようで、鬢や髪の毛、齒や爪もまた生きていようであつた。魏王はこれを恐れ怪しんで取返して近づかず、元のように扉を閉ざして帰つた。<sup>(36)</sup>

また、『太平御覽』に引く「東園秘記」という逸書には、雲母で死体を覆うと、死体は朽ちはてないと述べ、その例として以下の話をあげている。国中で第一等の美人であつた馮貴人（皇后につぐ女官）が亡くなつて十数年後に盜賊が墓をあばいたところ、容貌は生前のようであり、ただ体が冷たくなつていただけであつたので、盜賊はみなで貴人の体を犯したが、後に捕らえられた。この賊が言うには貴人の棺には數斛の雲母があつたといふ。<sup>(37)</sup>

李時珍も『本草綱目』のなかでこれらの記述をとりあげており、昔の人の話に聞くとして、さきの晋の幽王の墓の話の他にも、馮貴人の墓の話などを紹介し、このように屍体が朽ちないのは冢中の棺の内部に雲母を詰めていたからだと説明している。<sup>(38)</sup> 彼らは事実を記したものでどうか別にしても、中国古代人たちの雲母に対する認識の一端を示しているものとみてよからう。すなわち、彼らは雲母のもつ靈妙な力によって、亡骸を生きた肉体のごとく保つことのできたと考えていたのである。

典型的な記載のいくつかをあげてみてきたように中国においては雲母には仙薬としての効能のほかにも、屍体を不朽のものとする効力などが伝えられていたことが知られる。

#### 4. 朝鮮三国時代の道教・神仙思想と墳墓出土の雲母

中国の神仙思想書などにみられた雲母について見てきたが、はたして、朝鮮三国時代において、これらが正しく仙薬とまでいかなかったも、神仙思想に関するものとして扱われており、その結果、とくに新羅の王や王族の埋葬行為のなかで用いられたものであったのかについて、しばらく傍証をあげることにしたい。

朝鮮三国時代の古墳出土の雲母について考える場合、朝鮮半島への道教思想の伝播、流入の時期や様相について知ることが必要であることはいうまでもなからう。

文献記載のうえで朝鮮半島に道教が移入されたのは七世紀前半に高句麗に五斗米道が入ってきたのに始まるということになっている。『三国遺事』に『高麗本記』にいうとしてみえる記載で、唐代の年号で武徳・貞観年間（六一八〜六四九）に高句麗人たちが争つて五斗米道を信奉し、唐の高祖がこの話を聞いて道士を遣わして天尊像を送り、老子の『道德経』を講義させたが、その時には王も一般の人々とともにこれを聴いた、という内容である。<sup>(39)</sup>

『三国史記』高句麗本紀の榮留王七年（六二四）の条にも唐の太祖が道士に命じて、天尊像と道法をもたらし、

老子の『道德経』を講じたことがみえている。関係する記載は『旧唐書』『冊府元龜』などにもみられる。<sup>40)</sup>

また、おなじく『三国史記』高句麗本紀宝蔵王二年(六四三)には泉蓋蘇文が「天下の道術」を取り入れるように進言し、唐の太宗が道士叔達ら八人に老子の『道德経』をもたせて派遣すると高句麗では道士を「寺館」にとどめたという。<sup>41)</sup>

ただし、これらは体系として教義をともなった道教が広まったという、いわば社会現象や政治的に道士や道教を受け入れた場合であつて、信仰や祭祀のなかに自然に浸透した道教的習俗やあるいは神仙思想の要素とは、いちおうわけて考えなければならぬ。実際に、高句麗においてもこれらの記事より二百年以上さかのぼる四〇八年に該当する墨書銘文のある徳興里古墳の壁画には「仙人持幢」「仙人持□」「玉女持幡」「玉女持矚」などの墨書があり、道教的要素として注目されている。<sup>42)</sup> この古墳の壁画および墨書の内容には仏教と道教の影響があることも知られており、すでに指摘されているように高句麗壁画古墳ではこれらの信仰の混淆がみられる。<sup>43)</sup>

百済において道教に関係する資料として知られるものは、五二五年に築かれ、二年後に王妃が葬られた斯麻王大墓(通称は武寧王陵)の王妃の木棺に伴つて出土した買地券に、「不從律令」とみえており、これは「急々如律令」「如律令」という道教の呪言をもとに変化したものと考えられている。<sup>44)</sup> 考古学資料によつて百済王周辺における道教の影響があとづけられる例である。

三国時代において、墳墓からの雲母出土例の顕著な新羅において、道教および神仙思想がどのように流入し、展開したかが、新羅古墳出土の雲母と道教思想との関連を考察するうえで、もつとも重要な問題となってくる。国家間の外交として新羅に正式に道家の書がもたらされたのは、すでに統一新羅に入つてからのこととされる。『三国史記』新羅本紀孝成王二年(七三八)の条では唐の玄宗が使臣・刑壽を遣わして、王に『道德経』などを送つたという。<sup>45)</sup>

この記事より年代はすこしさかのぼって、新羅統一における功臣である金庾信（五九五〜六七三）が、齋戒沐浴し、焼香して天に告げ、壇を設けて神術をみがいて、不可思議な事跡を行ったという記述が『三国史記』に見えており、これに対して新羅固有の信仰に道教的なものが加わった可能性を示唆する見解もある。<sup>(47)</sup>

本稿の議論の対象となる古新羅時代における道教の流入を文献記載からみてみると、明確にその流入を示す記事は知られないようである。けれども、たとえば、武列王の第二子である金仁問は、幼少より学問を習い、儒家の書を多く読むかたわら莊子、老子、浮屠の説をも涉獵した、とある。<sup>(48)</sup> この箇所が文飾を受けている可能性は十分に考えるべきだが、この記事から当時の貴顕の子弟の教育には儒家や仏教の書とともに道家の書も合わせて読まれたとする見方もある。<sup>(49)</sup> また、新羅特有の青年貴族を対象としたいわゆる花郎の制においても、後の高麗時代に「国仙」などの別名を追称することによって神仙的潤色を受けたものとされるが、<sup>(50)</sup> これも金庾信にみられたような山中深くにおける修練の記述などから、花郎と神仙思想あるいは道教的影響とが結びつけられることになったとみてよからう。<sup>(51)</sup>

対象を神話にまで広げると、壇君神話などにみられる山岳への信仰と神仙思想がむすびつくという見方もあるが、道教思想の流入よりも前に神仙思想があったとしても、それがまったく中国的な神仙思想そのものを移入したものかどうかは確かではなく、むしろ受け入れられたとしても在来の固有信仰との混淆を考えねばなるまい。

背景はともかく、高麗時代に入ると神仙思想がさかんであったと認識されていた新羅において、<sup>(52)</sup> 古墳の葬送儀礼の過程で、仙薬の一つでもあり、身体を軽くして浮遊を助ける効能があると考えられていた雲母が使用されたことは事実であって、そこには新羅人の葬送・祭祀の觀念が隠されていると考えられる。

いっぽう古新羅古墳の出土遺物の面から、当時の新羅人の葬送あるいは祭祀に関わる資料としてしばしばとりあげられるのが、皇南洞一五一号墳に天馬塚という名を与える由来となった天馬図である。これは馬具を構成する障

泥に描かれた彩色画であり、四隅に雲文を配した天を駆ける馬は主として白色を用いて描かれている。この天馬の図については、『三国遺事』にみえる新羅の始祖である赫居世誕生の説話に登場する天に上る白馬(54)などと関係させる見解を基本にして、天と地の間を移動する神馬としての白馬と被葬者を冥界に運ぶ手段としての意味が渾然と一つ同化しているとする見方があつた。(55) 新羅固有の信仰や天の觀念については今後に残された課題が多いが、すでにふれたように中国における仙薬としての雲母を念頭におくと、新羅の埋葬儀礼のなかに道教思想あるいは神仙思想が要素として取り入れられたとみることは、現段階において、もつとも蓋然性のたかい考え方であろう。そして、天上にのぼることへの意識が、天馬塚出土の障泥に施された天馬図や古墳への雲母の埋納という行為となつて発露したものと考えたい。また、このような推定と中国の文献記載や北朝の高雅墓にみられたような死体を不朽ならしめるための墓への雲母の埋納は相反したり、相互に矛盾するものではなく、現段階ではこれら両様の意味を、いちおう新羅における雲母埋納の意義として想定しておくものである。ただし、新羅古墳における雲母は出土例を瞥見したように必ずしも遺骸に接しているわけではなく、この点では埋葬行為における雲母の使用や役割が新羅において変容を受けたものと考えておきたい。

## 5. 雲母を出土する古墳の意味

これまでの見方に大過ないとすれば、日本の古墳時代後期の横穴式石室から出土する雲母片についてはどのように位置づけられるであろうか。

個々の例からみていくと、和田一号墳、一一号墳では朝鮮三国時代でもとくに新羅地域の古墳を中心にして、とりわけ一部で洛東江流域の広義の加耶地域から貝製雲珠が出土していることが注目され、報告書でも考察されているように、これらの地域との関係が想定される。貝製雲珠については、宮代栄一氏や木下尚子氏の研究があり、こ

これらの検討によると年代的には新羅地域の出土資料がもっともさかのぼることが知られる。材料としてのイモガイは南海産であることが知られるが、これを用いた貝製雲珠の伝来や広がりとその意味について検討した木下氏は、五世紀末から六世紀初めにかけて、九州のある集団を通じて新羅にもたらされたイモガイが、新羅王室の周辺で馬具の製作に利用され、これが日本にもたらされたものとみている。また、六世紀から七世紀初めにおける日本列島において雲珠を含むイモガイを使用した馬具は筑後・肥前を中心とする北部九州、西日本の瀬戸内海側、東日本では北陸・中部・東海・関東・東北部に分布するが、近畿地方では滋賀県の例（木下氏集成に追加資料を含めて二例）を除くと、きわめて少ないことも特徴とされる。このような分布に対する解釈と変遷の意味について、木下氏は『日本書記』継体二二年（五二七）にはじまるいわゆる「筑紫君磐井の乱」による「磐井の敗退」の影響として、それまで北部および中部九州の在地勢力が掌握していたさまざまな基盤や「利権」を「畿内政権」が収奪した結果、この後は南島交易の利権が「畿内政権」に集中することになった結果であるという歴史的説明を行っている。そして、「畿内政権」がイモガイを九州から移入させ、自らの足下で馬具として製作したのち、これを九州や中部以東に配布したものと結論づけている<sup>(59)</sup>。

木下氏の論考は南海産貝類の移入という斬新な観点から、弥生時代以来の交易やそこから導き出される社会構造および政治体制の問題にふれたという点で刮目すべき研究であるが、近畿地方にほとんどみられないイモガイ使用の馬具について、ここを中心として東西の地域にもたらしたとみる点については今後の課題を含んでいると思われる。すなわちこれは古墳時代後期の段階で馬具製作集団が近畿地方の中枢部にのみしか存在しなかったかどうかという大きな問題と関わってくるのであって、ここで論じることが難しいが、少なくとも製作集団の居地や体系以外にも、これら貝製馬具を受け入れる側についての考究も不可欠となるう。

これに対して、雲母との兼ね合いという観点から再吟味を行うならば、和田古墳群は雲母および貝製馬具という、

新羅古墳において特色ある遺物が双方とも出土している点が注目される。この点では報告書にいうように、和田古墳群の造営集団と新羅を中心とした洛東江東岸地域との関係を考える必要がある。

珠城山一号墳、三号墳から出土した雲珠は精巧な文様が施されており、朝鮮半島からの搬入品とする見方もあるが、古墳の構造や出土遺物のなかには朝鮮半島と直接関係をもつものはみられない。むしろ、この古墳に対しては出土遺物そのものよりも、おなじく雲母片を出土した湯山古墳との歴史的環境の類似性について、森浩一氏が指摘しているように須恵器生産関係遺跡や伝承との密接な結びつきが重要な考察の端緒となろう。この考え方について以下にふれてみたい。

考究の端緒の一つは『日本書記』崇神七年から八年にかけての説話にある。要点を記すと、大和の国の政治がうまくたちいかなくなつた際にいくつもの神を祭つたなかで、「倭国の域内に所居る神」として大物主神が登場し、それを祭つたけれども効果がなく、結局、子である大田田根子に大物主神を祭らせることになり天下をさがしたところ、茅渟県陶邑にいた。大田田根子に問うと父は大物主神、母は陶津耳（やまみみ）の女の活玉（かぎたま）依媛（よひめ）だといい、大和で大物主神をまつる主となり、その子孫が三輪君であるといつた、という大筋になつてゐる。『古事記』でも説話の大筋は同様であるが、表記は意富多多泥古となつており、河内の美努村にいたとされている。この『古事記』の説話から、河内の美努村に伝承地をもとめ、『延喜式』神名帳記載のいわゆる式内社である御野県主神社があることなどから、旧・若江郡御野付近（現在の八尾市上の島町）に伝承地をもとめる場合もあつたが、『日本書記』の「茅渟県陶邑」の説話をとつて、これを大阪府南部窯址群（俗説的には「陶邑窯址群」と呼ばれている）内にもとめるほうが妥当であるとし、八世紀以前は河内国に属していた旧・大鳥郡陶器荘（現在の堺市東南部）にある式内・陶荒田神社の近くにある「見野」「見野山」の地名から、この地を伝承の候補地とする見方が固まつてゐる。そして、陶荒田神社や須恵器生産集団の墳墓とされる陶器千塚古墳群、そして先の「見野」などの一帯から南の方向に、泉北丘



陵には稀な美しい山容をみせていたのが湯山であった。この山頂に存在したのが湯山古墳であつて、巨大な天井石を使用した横穴式石室内部には組合わせ式家形石棺が納められていた。この古墳は全長約三〇mの前方後円墳であつて、その立地とともに群をなさず単独で築かれていることや、この地域では最大の横穴式石室墳であること、そして、周辺には横穴式石室墳が顕著でないことなどから、古墳が築かれた六世紀後葉前後におけるこの地域の有力者が葬られているとみてよからう。<sup>(63)</sup>そして、森浩一氏はこの古墳と珠城山古墳群のとくに三号墳は墳丘や横穴式石室の構造に共通した点が多いと指摘している。<sup>(64)</sup>

陶荒田神社の所在地は字名が太田であるが、一方の奈良県桜井市の三輪山北麓にも太田という地名があつて、この地には以前は太田遺跡と呼ばれていた縄文時代から中世に及ぶ複合遺跡がある。現在、纏向遺跡として名高い遺跡である。<sup>(65)</sup>太田遺跡と珠城山古墳群の築かれている丘陵とはそれぞれ三輪山の西方と北方にあつて、ともに三輪山信仰との深い関わりが想定される。さらに『紀』『記』にみられた大田田根子の説話を通して、奈良県桜井市の三輪山山麓と大阪府南部窯址群内の陶荒田神社を中心にした地域との間に実際の遺跡や地名を通して関連のあつたことが森浩一氏によつて指摘されている。<sup>(66)</sup>

そして、『紀』『記』の大田田根子の記事を媒介として、説話上からあるいは歴史地理的観点からも関連性に注意されている両地域に築かれた湯山古墳と珠城山一号墳、三号墳からは双方ともに雲母片が出土しているという共通性をもっている。近畿地方の六世紀代の横穴式石室に雲母片を埋納することは、すでに述べたように当時の一般的な葬送習俗であつたとは考えられないとするならば、古墳の様相などとともに、やはりこの二つの古墳には習俗において共通する要素を想定したい。

とりわけ注目したいのは三輪山山麓から朝鮮半島の陶質土器ないしはその直接の影響を受けたものが出土していることである。かつて三輪山祭祀遺跡出土の須恵器について考察した佐々木幹雄氏は、須恵器に混じつて五世紀後

半から六世紀前半頃に朝鮮半島から運ばれてきた陶質土器が含まれると述べている。<sup>⑧</sup> 佐々木氏による三輪山祭祀遺跡出土土器について報告に提示された土器の図からは、とくに新羅地域を含む洛東江東岸系統と関係する器形の土器が多数を占めていると考えられる。

すなわち、広い意味では珠城山古墳群をも含んだ三輪山の祭祀には朝鮮半島とのつながりが考えられるのであつて、出土土器からみる限り、とくに新羅地域を含む洛東江東岸との関わりは無視できないことになり、珠城山古墳群から雲母片が出土することについては、その背景として、三輪山周辺の集団や勢力と朝鮮半島東南部との関係があつたと考えられる。同様に、三輪山周辺と類似した伝承および歴史的地理環境のなかにあつた湯山古墳から、雲母片が出土することについても相い似た背景を想定することは、今後の関連資料の再発見に資することにもなる。

関連して興味をひくのは三輪山の祭祀を担当した三輪君に関する『日本書紀』にみえる説話を眺めてみると新羅に関連したものが多いという和田萃氏の指摘である。たとえば、垂仁天皇三年条にみえる新羅王子である天日槍の来着の際に三輪君の祖である大友主と倭直の祖の長尾市が播磨に遣わされ、来着の理由を問うたという記述がある。また、皇極二年十一月条に起こった上宮王家滅亡事件に際して、三輪君は山背大兄の側にたつたのであつて、新羅系文物の攫取にとめた聖徳太子を中心とした上宮王家と三輪君との関係が間接的に推し量られるとされており、下つて大化五年五月には小華下・三輪君色夫らが新羅に遣わされたという記載もある。和田氏はこれらの新羅に関わる大三輪氏関係の伝承は大田田根子を陶邑の出身とする伝承と無関係ではないとして注目している。<sup>⑩</sup>

いっぽう、考古学資料の面では三輪山祭祀遺跡から須恵器に混じつて、新羅を中心とした洛東江東岸系統の特徴をもつ土器が出土することが、このような三輪君の説話と不思議なほど一致することに着目せねばならない。

『紀』『記』の神話や説話をそのまま考古資料と直結させて解釈することは厳に戒められるべきだが、かくされた事実の発端が、じつは神々の葛藤や氏族に伝えられた語りのなかに含まれていることもまた見逃してはならないだ

ろう。

主として『紀』『記』の説話など文献史料の分析によりながら、三輪山と大阪府南部窯址群との関連について、佐々木氏は三輪と「陶邑」に住む集団との間に、三輪山祭器としての須恵器の供給を通じて擬制的同族関係が成立したとする見解を示しており、和田萃氏もこれと共通する考え方を示されている。<sup>(27)</sup>

そして、珠城山古墳群と湯山古墳の雲母の使用についても、このような考え方を敷衍ないしは援用するならば、相互の関係についての解釈が可能となる。ただしこの問題については、考古学的には未だ状況証拠の範囲をでない部分もあるので、向後に課する問題とすることを許されたい。

これを別にしても、本稿でみてきた雲母片出土の古墳について、考古学的見地から論点のいくつかを示すことができる。まず、これらの古墳の埋葬施設および出土遺物は朝鮮三国時代の色合いが濃厚に認められるというわけではなく、その被葬者が朝鮮半島から来住した人物であるとか、渡来集団に関わるという直接的、積極的な考古学資料からの物質的証拠はほとんど認めることができない。しかしながら、出土遺物において、故地からの搬入品や直接的および全般的な類似が認められない場合においても、朝鮮三国時代においても特定地域にしか見られない遺物に焦点をあてることによって、それを残した集団の出自の一端を知ることが可能である。この具体的事象について、筆者はかつて葛城山東麓の古墳についてふれたことがあるように、古墳の構造や出土遺物には直接的な朝鮮半島系統の特色がみられなくとも、葬送儀礼に用いられる非常に特殊な鉄製模型農具や鉄製武器形模型（矛の形をとるもの）などの加耶地域に特有の鉄器が出土することから、古墳にこれらを遺した葛城山東麓の集団の系譜や形成過程に朝鮮半島から渡来した人々が深く関与していることを指摘した。<sup>(28)</sup>

同様の観点から、雲母を墓中へ埋納するという行為は新羅地域において特徴的にみられるものであって、さらに同じく新羅地域に出土例の多い貝製馬具と雲母との伴出例や、三輪山麓の古墳造営集団が新羅を中心とした陶質土

器を祭祀に用いていたことなどを体系的に勘案してみると、やはり古墳の埋葬行為のなかで雲母を使用する点については、新羅との関係を考えざるをえない。これを図式的に説明するならば、中国の道教に源を発し、新羅を経由して古墳時代の日本に流入した習俗が、擬制的な関係も含めた集団の成り立ちや形成過程で新羅と関係した集団に行われた習俗と推量するのである。

また、雲母を埋納することの意味については、奈良時代には薬物として認識されていたことが、いわゆる正倉院薬物のなかにみられる雲母粉によつて知られる。鉱物学的には白雲母と同定されているが、人為的に粉末状に加工されており、本草学上の「雲母粉」に該当すると考えられている。すでにふれた中国の本草書などにみられた雲母粉も同様のものと考えられ、日本における道教的な仙薬の意味をも含んだ薬物としての雲母の実物として貴重な例となっている。『続日本紀』には元明天皇の和同六年（七一三）には大和、参（三）河、陸奥から雲母を獻じさせた、という記載がみえており、奈良時代の初めにはすでに国内の雲母が利用されており、正倉院薬物中の雲母の存在から、その用途の一つは薬物としてであったと推定される。

奈良時代以前においては雲母の文献記載は残されていないが、これまでみてきたように、新羅と同じく古墳から出土する例が多いことと、それらの古墳および築造集団の新羅と関係性を勘案する時、葬送行為のなかで使用されたものであつて、その意味もやはり中国における本来の仙薬としての意味と屍体保全の意味が新羅の葬送儀礼の過程において変容したものが、行為としての形骸を残して移入されたものと考えられる。結局、埋葬に雲母を使用することは、擬制的関係も含めて、集団の形成や発展の過程で新羅を中心とした朝鮮半島と関わった人々の間に行われたものであることに推測が行き着くことになる。

別の観点から道教が日本にもたらされたことを示す史料としては『日本書記』推古十年（六〇二）に百濟僧・觀勒が「遁甲方術書」をもたらし、山背臣日立がこれを学んだという記述がよく知られているが、これに先立って道

教に端を發する習俗が新羅を経て流入していたことをも考えさせるのである。

## ま と め

本稿でここまでふれてきたことは憶測も交えたが多岐にわたるため、最後に整理をかねて、まとめとしておきたい。

第一点めに、主として後期古墳の横穴式石室内から雲母片が出土することがあり、同様な類例は新羅の王や王族を中心として五〜六世紀にかけて認められる。

第二点めには、中国においては雲母は仙薬として不老長生、軽身などの効力が認識され、また別には屍体保全の効果があると考えられていた。また、実際の北朝時代の墓において遺骸に接して雲母が出土している例は、このような文献上からの推測を裏づけていると考えられる。

第三点めには文献史料としては直接的な根拠は十全とはいえないが、朝鮮三国時代のなかで新羅においては道教の影響が認められる記述があり、さらにほぼ同時代の中国北朝墓における雲母の使用法から考えても、新羅古墳における同様の行為は、その淵源を中国にもとめられる蓋然性が高いと考えられる。

第四点めは日本における雲母出土古墳の伴出遺物のなかには貝製雲珠といった新羅古墳からも出土するものが見られ、あるいは三輪山周辺では祭祀遺物として新羅系統の陶質土器が出土したり、これらを遺した集団と関係する古墳から雲母が出土していることが知られた。さらに、三輪山麓の集団と須恵器の焼造または搬入を通して関係の深い大阪府南部窯址群地域の古墳からも雲母片が出土していることが知られ、埋葬習俗を通して新羅との関係のみならず、これら二地域の集団間の関係も想定できる。

結論的には以上を通して、日本において古墳における埋葬行為のなかで雲母を用いるのは、その集団が擬制的な

関係をも含めて新羅と関係する人々を含んでいるか、または新羅との交渉があつた集団によつて残されたものと推測をすすめ、よつて雲母使用の意味自体も、中国における雲母の認識が新羅において変容されたものを形骸として移入したと推測した。

残された問題としては、新羅古墳の出土例と比較できる時期に、阪原阪戸遺跡のように古墳以外の祭祀遺跡とされることから雲母が出土する場合があつて、今後、詳細な情報と類例の増加をまつて再び論ずる必要を感じている。また、今回は古墳出土の資料についても近畿地方を中心としたが、全国的な知見を見直す機会もちたいと考えている。また、道教的思想や習俗の流入経路は単一、単純ではなく、複雑な様相を呈するのが本来のありようだと考えられ、これについても今後、考古学資料から論じられればと思つてゐる。

憶測を重ねた部分もあつたが、これまでほとんど注目されてこなかつた古墳出土の雲母という特徴ある資料について、東アジアにおける考古学的な同時代資料と文献記載とをできるかぎり混然とさせることなく、なおかつ相互に対照しつつ推考を重ねてきたつもりである。しかしそれゆえに個々の資・史料についての微視的な吟味については十全を期すことができない点もあり、雲母出土古墳の補遺を含めて、多くの示教を受けることを期待しながら小結としての稿を閉じたい。

## 注

- (1) 韓国文化財管理局編『天馬塚発掘調査報告書』学生社  
一九七五年 一六三頁。
- (2) 韓国文化財管理局文化財研究所『皇南大塚Ⅰ(北墳)発掘調査報告書』一九八五年\* 一三九〜四〇頁。
- (3) 韓国文化財管理局文化財研究所『皇南大塚Ⅰ慶州市皇  
(5) たとえば東潮・田中俊明『韓国の古代遺跡1新羅篇  
南洞第九八号古墳南墳発掘調査報告書』(本文) 一九九  
四年\* 五五〜六頁。
- (4) 韓国文化公報部『慶州皇吾里第一・三三号皇南里第一  
五一号古墳発掘調査報告』韓国文化財監理局 一九六九  
年\*

- (慶州) 中央公論社 一九八八年 七八頁。ただし、近年ではこれらの被葬者間の年代の開きを六〇年程度とみながら、夫婦および家族と位置づけられない見解も示されている。朴普鉉『威勢品からみた古新羅社会の構造』慶北大学校博士学位論文 一九九五年\*
- (6) 李康承『銅鏡・雲母瓔珞』国立慶州博物館編『菊隱李養璿蒐集文化財』一九八七年\*
- (7) 梅原末治『漢三国六朝紀年鏡図説』桑名文星堂 一九四三年 一一〇一頁および第三図。
- (8) 嶺南大学校博物館『慶山北四洞古墳群』一九九一年 李殷昌「北四洞古墳発掘調査略記」第2号古墳諸資料を中心に(『新羅伽耶文化』二) 一九七〇年\*
- (9) 北四洞二号墳の年代について、近年では李熙濬氏が五世紀第II四半期と推定し、金龍星氏が五世紀前半後葉とみている。李熙濬『四〇五世紀新羅の考古学的研究』ソウル大学校大学院博士学位論文 一九九八年\*、金龍星『新羅の高塚と地域集団―大邱・慶山の例』春秋閣 一九九八年\*
- (10) ここにあげた古墳の年代についての近年の主な見解を左表に示しておく。  
なお、筆者自身は現段階では皇南大塚南墳、北墳の築造時期は五世紀代に入るものと考えている。  
崔秉鉉『新羅古墳研究』一志社 一九九二年\*、朴普鉉『威勢品からみた古新羅社会の構造』慶北大学校大学院博士学位論文 一九九五年\*、李熙濬『四〇五世紀新羅の考古学的研究』(前掲)、金龍星『新羅の高塚と地域集団』(前掲)
- (11) 伊達宗泰・小島俊次『珠城山古墳』奈良県教育委員会 一九五六年  
伊達宗泰「大三輪町穴師 珠城山2・3号墳」『奈良県文化財調査報告(埋蔵文化財編)』3 奈良県教育委員会 一九六〇年  
伊達宗泰『珠城山3号墳の再検討』(『花園史学』七) 一九八六年  
栗東町教育委員会『和田古墳群―滋賀県栗東太郡栗東町』一九九八年

崔秉鉉	皇南大塚南墳	皇南大塚北墳	天馬塚	皇吾里三三号墳
朴普鉉	四世紀中期	四世紀末〜五世紀初	五世紀後半	四世紀後半〜五世紀初
李熙濬	五世紀後半		六世紀初頭	五世紀末頃〜六世紀中頃
金龍星	五世紀後半前葉	五世紀後半前葉	五世紀後半後葉	

(13) 木下亘「阪原阪戸遺跡」堅田直編『王権祭祀と水』帝

塚山考古学研究所 一九九七年

木下亘「阪原阪戸遺跡（阪原遺跡群第2次）」奈良県遺

跡調査概報 一九九二年度（第一分冊）奈良県立橿原考

古学研究所 一九九三年

(14) 甲山古墳の出土資料については、栗東町教育委員会

『和田古墳群―滋賀県栗太郡栗東町―』（前掲）一三一

頁によつて知つた。また、野洲町・円山古墳からも雲母

片が出土していることを同町教育委員会文化財保護課よ

りご教示いただいた。これらの資料については報告され

た後にあらためて論じたい。

(15) 現地説明会にて実見。

(16) 湯山古墳出土資料については同志社大学名誉教授・森

浩一先生のご教示による。なお森先生には湯山古墳出土

雲母片の写真撮影、掲載の便宜を計つていただいた。現

在は同志社大学歴史資料館森浩一考古資料として同館に

所蔵されている。

湯山古墳については下記の文献を参照。

森浩一「須恵器生産の興隆と衰退」『大阪府史』第一卷

古代編Ⅰ 一九七八年

田中英夫「大阪府西部」（『古代学研究』一〇四）一九八

四年

松村隆文「湯山古墳」『前方後円墳集成』近畿編 一九

九二年

(17) 仙人、昇仙および仙薬については多くの著述があるが、

本稿の論旨に関連するもののみをあげる。

窪徳忠『道教と中国社会』平凡者 一九四八年

村上嘉実『中国の仙人』平楽寺書店 一九五六年

アンリ・マスベロ『道教―不死の探求―』川勝義雄訳

東海大学出版会 一九六六年

吉田光邦『錬金術』中央公論社 一九六三年

吉田光邦『中国科学技術史論集』日本放送出版協会 一

九七二年 とくに「七 中世の化学（煉丹術）と仙術」

およびその付論「神仙・道士・方士たち」

大形徹『不老不死―仙人の誕生と神仙術―』一九九二年

講談社

吉川忠夫『古代中国人の不死幻想』東方書店 一九九二

年

(18) 『抱朴子』内編第四・金丹

(19) 『神農本草経』序録「上薬一百二十種為君。主養命以

応天、無毒。多服久服不傷人、欲軽身益氣不老延年者、

本上経」

原本は早くに散逸したが、陶弘景の『本草集注』や、細

部を除いて大差はないため「証類本草」と総称される北

宋代の三本草書（『証類本草』、『大観本草』、『政和本草』）

などにもとづいて復元されている。本草書の異同と書誌

学的変遷は赤堀昭「敦煌本『本草集注』解説」龍谷大学

佛教文化研究所編『敦煌写本本草集注序録・比丘含注戒

本』一九九七年によつた。また、『本草経集注』以降の本

本草書と本草学の変遷については、森村謙「中国の本



草学と本草学者」吉田忠編『東アジアの科学』勁草書房一九八二年を参照。

『神農本草經』大塚敬節・矢数道明編『森立之』近世漢方医学書集成53名 著出版 一九八一年 所収の『神農本草經』森立之本

(20) 『抱朴子』内編第十一・仙藥

(21) 『神仙伝』衛叔「衛叔卿者中山人也。服雲母得仙：(中略)：餌服乃五色雲母并以教梁伯之遂俱仙去不以告武帝也」

なお、ここにあげた仙人の話はほかの神仙書などにもあげられているものが多いが、そのなかで典型的なもののみをあげることとした。

(22) 『列仙伝』卷上・方回「方回者、堯時隱人也。堯聘以閩士。練食雲母、亦與民人有病者」

(23) 『太平広記』卷第二・彭祖「善於補導之術、服水桂雲母粉麋角散。…」

(24) 『南史』列伝六六・隱逸下・鄧郁「南嶽鄧先生名郁荊州建平人也。少而不仕隱居衡山極峻之嶺、立小板屋兩間、足不下山。断穀三十餘載、唯以澗水服雲母屑、日夜誦大洞經。梁武帝敬信殊篤、為帝合丹、帝不敢服。五嶽樓貯之」

(25) 『新唐書』卷八九・尉遲敬徳伝「自奉養甚厚又餌雲母粉為方士術延年」

『旧唐書』卷六八・尉遲敬徳伝「敬徳末年篤信仙方飛鍊金石服食雲母粉」

(26) 『新唐書』卷九二・杜伏威伝「伏威好神仙長年術餌雲母被毒」

(27) 『神農本草經』卷上「雲母」大塚敬節・矢数道明編『森立之』(前掲) 所収『神農本草經』森立之本 三〇〇〜三一頁。

(28) 『本草集注』卷二・玉石上品「雲母」

(29) 『本草綱目』金石部第八卷・雲母・主治「(前略) 久服悅沢不老、耐寒暑、志高神仙(後略)」  
白井光太郎・鈴木真海監修『頭注国訳本草綱目』第三冊 春陽堂 一九二九年

(30) 「和田萃」葉胤と本草集注―日本古代の民間道教の実態―(『史林』六一―三) 一九七八年 のち「葉胤と本草集注―日本古代における道教的信仰の実態」と改題して同氏『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中 塙書房一九九五年所収。一二七頁。

(31) 村上嘉実「中国の仙人」(前掲) 五八〜九頁。

(32) ただし、道教や神仙関係の文献にみえる雲母については、少数意見だが「現在のわれわれがいう雲母とは、完全に別のものではないが、完全に一致していいものないらしい。」という見方もあることには留意すべきであろう。前野直彬『山海経・列仙伝』全釈漢文大系第三三巻 集英社 一九七五年 六四六頁。

(33) 白居易「宿簡寂觀」  
巖白雲尚屯 林紅葉初隕 巖いわ白くくして雲尚屯なもちまり、林紅くれないにして葉初はつめて隕おつ。

秋光引閒歩 不知行遠近

秋光閒歩を引き、行の遠近を知らず。

夕投靈洞宿 臥覺塵機浪

夕べに靈洞に投じて宿し、臥して塵機の浪ふるを覚ゆ。

名利心既忘 市朝夢亦尽

名利は心既に忘れ、市朝は夢亦尽く。

暫来尚如此 況乃終身隱

暫く来るも尚此如し、況んや乃ち身を終わるまで隠るるをや。

何以療夜飢 一匙雲母粉

何をもつて以てか夜の飢を療さん、一匙の雲母粉。

書下しは佐久節訳『白樂天全詩集』第一卷 続国訳漢文大成の復刻版 日本図書センター 一九七八年を参照した。

(34) 河北省文物管理所「河北景県北魏高氏墓発掘簡報」

『文物』一九七九—三三

(35) 『西京雜記』卷六「幽王冢甚高壯、羨門既開。皆是石壁撥除丈余深、乃得雲母深尺余。見百餘屍縱橫枕枕藉、皆不朽唯一男子余皆女子。或座或臥亦猶有立者、衣服形色不異生人」

(36) 『西京雜記』卷六「魏王子且渠冢其洩洩無棺槨。但有石牀広六尺長一丈、石屏風牀下悉是雲母、牀上兩屍一男一女皆年二十許。俱東首裸臥無衣衾、肌膚顔色如生人、鬢髮齒爪亦如生人。王畏懼之、不敢侵近還擁閉如旧焉」

(37) 『太平御覽』所引・東園秘記「以雲母墜尸、則亡人不朽。帝馮貴人素国色亡已十餘年、冢為賊所發形貌如故、但冷耳。盜共奸通之後捕得之。此賊言貴人棺有数斛雲母」

(38) 『本草綱目』金石部第八卷・雲母・發明「時珍曰、昔人言雲母墜尸、亡人不朽。盜發馮貴人冢、形貌如生、因共奸之、發晋幽公冢、百尸縱横及衣服皆如生人、中并有雲母墜之故也」

(39) 『三國遺事』卷第三・興法第三・宝藏奉老「高麗本記云。麗季武德貞觀間、国人爭奉五斗米教。唐高祖聞之、遣道士送天尊像、來講道德經。王與国人聽之」

(40) 『三國史記』卷二〇・高句麗本紀第八・荣留王「七年春二月。王遣使如唐請班曆。(中略)命道士以天尊像及道法、往為之講老子。王及国人聽之」

『旧唐書』卷一・高祖紀・武德七春正月己酉条、同・卷一九九東夷高句麗伝、『新唐書』卷二二〇東夷高句麗伝

『冊府元龜』卷九九九・外臣部請求武德八年条

(41) 『三國史記』卷二一・高句麗本紀第九・宝藏王上「三月。蘇文告王曰。三教譬如鼎足、闕一不可。今儒釋並興而道教未盛、非所謂備天下之道術也。伏請遣使於唐、求道教以訓国人。大王深然之、奉表陳請。太宗遣道士叔達等八人、兼賜老子道德經。王喜、取僧寺館之」

(42) 朝鮮民主主義人民共和国社会科学学院・朝鮮画報社『徳興里高句麗壁画古墳』講談社 一九八六年

(43) 全虎兌「高句麗後期四神系古墳壁画に見られる仙・仏混合的の来世観」(『蔚山史学』七) 一九九七年\*



文学大系六七 岩波書店 一九六七年の二四〇頁の注一四。

森浩一「須恵器生産の興隆と衰退」(前掲)

中村浩「和泉陶邑窯の成立」横田健一編『日本書紀研究』第七冊 塙書房 一九七七年のち中村浩『和泉陶邑窯の研究』柏書房 一九八一年所収

(63) 森浩一「須恵器生産の興隆と衰退」(前掲)

(64) 森浩一「須恵器生産の興隆と衰退」(前掲)

(65) 太田遺跡としての報告、考察は以下の文献参照。  
樋口清之「古代—大三輪文化の黎明—」『大三輪町史』一九五九年

松本俊吉「遺跡遺物—考古学上の遺跡・遺物—」『大三輪町史』(前掲)

島本一「磯城郡太田遺跡覚書」(『大和志』五一—五) 一九三八年

小島俊次「奈良県の考古学」吉川弘文館 一九六五年 八五頁。

また、近年、奈良県立橿原考古学研究所によって発掘調査がされている。

(66) 奈良県立橿原考古学研究所『橿原』一九七六年

(67) 森浩一「須恵器生産の興隆と衰退」(前掲)

(68) 佐々木幹雄「三輪と陶邑」『大三輪神社史』吉川弘文館 一九七五年、同・「続・三輪と陶邑」(『民衆史研究』十四) 一九七六年、同・「三輪山祭祀の歴史的背景—出土須恵器を中心として—」『古代探叢—滝口宏先生

古稀記念考古学論集—』早稲田大学出版部 一九八〇年、同・「三輪君と三輪山祭祀」(『日本歴史』四二九) 一九八四年

ただし、三輪山伝承の成立時期については佐々木氏、和田氏が六世紀頃とするのに対し、寺沢薫氏は須恵器焼造の開始に関連して、五世紀後半頃とみている。

寺沢薫「三輪山の祭祀遺跡とそのマツリ」和田萃編『大神と石上』筑摩書房 一九八八年

(69) 佐々木幹雄「三輪山出土の須恵器」(『古代』六六) 一九七九年、同・「三輪山出土の須恵器観察表」(『古代』六九・七〇)

(70) 和田萃「ヤマトと桜井」『桜井市史』上巻 一九七九年

他に近年では間壁葎子氏に大田田根子伝承に関して女性の役割を重視する論考がある。「女性人物埴輪出現の背景」(『神戸女子大学紀要』文学部篇二四卷) 一九九〇年

(71) 注(68)(69)の佐々木氏の一連の論考参照。

(72) 和田萃「三輪山祭祀の再検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七) 一九八五年

(73) 門田誠一「古墳時代の鉄製模型農工具と渡来系集団」『史学論集—佛教大学文学部史学科創設三十周年記念論文集—』佛教大学文学部史学科 一九九九年

(74) 正倉院の北倉には「天平勝宝八歳六月二十一日」(七五六)の日付のある「種々葉帳」があつて、そのなかに「帳内葉物」とされる六〇種葉が記載され、南倉には天

曆四年（九五〇）に東大寺羅索院の校倉から移された二  
四種薬があり、ともに天平頃の薬物と認められ、ふつう  
一括して正倉院薬物といわれている。

森鹿三「正倉院薬物と種々薬帳」朝比奈泰彦編『正倉院  
薬物』植物文献刊行会 一九五五年

(75) 山崎一雄・益富寿之助「雲母粉」『正倉院薬物』（前  
掲）

(76) 『統日本紀』卷第六・和銅六年五月癸酉条 なおこの  
時に諸国から献じられた鉱物には仙薬にあげられるもの  
が多いことが注目される。

図・写真出典 図1の1―韓国文化財管理局編『天馬塚発掘調査報告書』、図1の2―韓国文化財管理局文化財研  
究所『皇南大塚1―（北墳）発掘調査報告書』、図2の2―国立慶州博物館編『菊隠李養璿蒐集文化財』、図2の2―  
嶺南大学校博物館『慶山北四洞古墳群』、図3の1―栗東町出土文化財センターのご厚意によって、写真撮影およ  
び掲載を許可していただいた。記して謝意を表します。図3の2―同志社大学歴史資料館のご厚意によって、現在、  
森浩一考古資料として同館に所蔵されているこの資料の写真撮影および掲載を許可していただいた。記して謝意を  
表します。図4―河北省文物管理所「河北景県北魏高氏墓発掘簡報」（『文物』一九七九―三）

